

新	旧
<p style="text-align: center;">愛知県外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 オンライン方式による研修の実施 上記3（1）～（3）については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、同3（1）～（3）の内容を踏まえて設定すること。</p> <p>（1）実施要件 実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合</p> <p>イ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合</p> <p>ウ 研修内容が、オンライン形式による研修でも適切に実施できる内容である場合</p> <p>（2）実施方法 例えば以下のような実施方法が考えられるが、実施主体において、一定の研修内容の質を確保したうえで研修を実施し、研修成果等の確認を行うことができれば、いずれの方法において実施して差し支えない。</p> <p>ア 実施主体において、オンライン方式による研修を配信し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法</p> <p>イ 実施主体において、オンライン方式による研修教材を作成して、管内の受入施設等に配布し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法</p>	<p style="text-align: center;">愛知県外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 オンライン方式による研修の実施 上記3（1）～（3）については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、同3（1）～（3）の内容を踏まえて設定すること。</p> <p>（1）実施要件 実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合</p> <p>イ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合</p> <p>（2）実施方法 例えば以下のような実施方法が考えられるが、実施主体において、一定の研修内容の質を確保したうえで研修を実施し、研修成果等の確認を行うことができれば、いずれの方法において実施して差し支えない。</p> <p>ア 実施主体において、オンライン方式による研修を配信し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法</p> <p>イ 実施主体において、オンライン方式による研修教材を作成して、管内の受入施設等に配布し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法</p>

新	旧
<p>(3) 教材・マニュアル</p> <p>教材については、上記3 (1) については別表1の「研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。</p> <p>また、上記(2)実施方法に応じて、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。</p> <p>(4) その他</p> <p>上記3 (1) <u>～(3)</u>において、演習形式での集合研修を実施する場合など、オンライン形式による研修と組み合わせて、適宜、実施主体が必要と判断する方法において、より効果的に実施することは差し支えない。</p> <p>5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和元年12月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和2年8月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和3年7月16日に施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は令和4年5月18日に施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1～2 (略)</p>	<p>(3) 教材・マニュアル</p> <p>教材については、上記3 (1) については別表1の「研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。</p> <p>また、上記(2)実施方法に応じて、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。</p> <p>(4) その他</p> <p>上記3 (1) において、演習形式での集合研修を実施する場合など、オンライン形式による研修と組み合わせて、適宜、実施主体が必要と判断する方法において、より効果的に実施することは差し支えない。</p> <p>5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和元年12月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和2年8月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和3年7月16日に施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>別表1～2 (略)</p>